



子ども医療費公費負担制度

入院医療費が中学3年生まで無料になります

市では、現在「乳幼児医療費公費負担制度」において、小学校就学前までの子どもの入院・通院に要する医療費の助成を行っていますが、10月から「子ども医療費公費負担制度」へと変更し、入院に要する医療費の助成対象年齢を中学3年生まで（年齢が満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）に拡大することになりました。

**申請手続き** 手続きの必要な人には7月上旬に申請書を送付します。8月20日(金)までに申請してください

●小学1年生～中学3年生の子ども

⇒ 申請が必要（生活保護を受けている人や児童養護施設等の施設に入所している人は不要）

「子ども医療費受給資格者証（入院用）」を交付します。病院などの医療機関に入院するとき、健康保険証と資格者証を提示すれば、入院に要する医療費の自己負担（保険診療分のみ）がなくなります。

●小学校就学前の子ども（すでに乳幼児医療費受給資格者証を持っている人）

⇒ 新たな手続きは不要

現在持っている「乳幼児医療費受給資格者証」がそのまま利用でき、これまでどおり入院・通院に要する医療費の助成が受けられます。

※手続きが必要な人で申請書が届いていない場合は、こども課までお問い合わせください

※資格者証が使用できるのは県内の医療機関のみです。県外の医療機関を受診した場合は、こども課窓口で払い戻しの手続きをしてください



**Q** 入院したときの医療費はすべて対象となりますか？

**A** 保険診療での自己負担額が無料となります。保険外診療（食事療養費・差額ベッド代など）は対象外です。また、高額療養費分も対象外となります。

**Q** 手続き期間（8月20日）を過ぎたら資格者証は申請できなくなりますか？

**A** いつでも申請できますが、資格者証は申請をした翌月1日からの交付となります。資格者証交付前に入院し自己負担額を支払った場合は、こども課窓口で払い戻しの手続きをしてください（10月以降の入院に要する医療費の自己負担額が対象）。

児童扶養手当の父子家庭への給付

これまで母子家庭の人に給付されていた児童扶養手当が、8月から父子家庭の人も給付対象となります。支給には所得制限があり、手当を受ける人の支給条件によって提出する書類が異なります。まずはご相談ください。

**受付締め切り** 11月30日(火)

※締め切りを過ぎて申請した場合は、8月から受給資格がある人でも申請月の翌月分からの支給となります

児童扶養手当現況届

8月以降も児童扶養手当を受ける人は、必ず現況届を提出してください。2年間未提出の場合、受給資格が消滅します。支給停止中の人も必ず提出してください。

**受付期間** 8月2日(月)～31日(火)

※津山すこやか・こどもセンターでは、期間中の金曜日は午後7時まで受け付けます

母子家庭高等技能訓練促進費の支給

母子家庭の母親が就労に有利な資格を取得するために、2年以上養成機関で修業する場合、給付金(訓練促進費)を支給し、母子家庭の自立を支援します。

**対象** 市内在住で20歳未満の子を扶養し、次の要件をすべて満たす母子家庭の母親

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること
- ②養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ③経済的事情により、就業または育児と修業の両立が困難なこと
- ④過去に高等技能訓練促進費を受給していないこと

**対象資格** 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士

**給付金額（月額）**

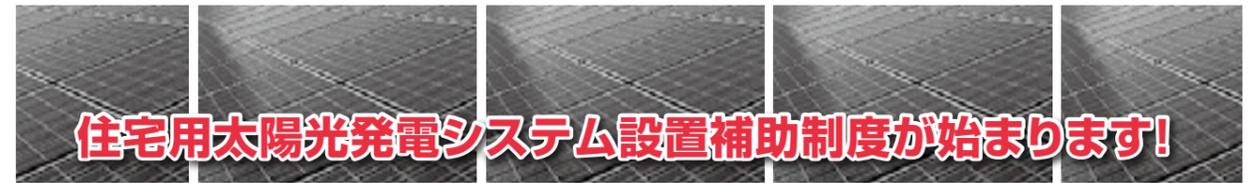
市民税非課税世帯 = 141,000円、

市民税課税世帯 = 70,500円

※予算がなくなり次第、受け付けを締め切ります

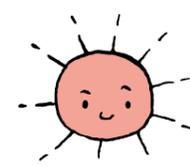


**問い合わせ先** こども課（津山すこやか・こどもセンター）☎32-2065



住宅用太陽光発電システム設置補助制度が始まります!

地球温暖化による大気や海水の温度上昇は、異常気象や生態系の変化など、さまざまな影響を及ぼしつつあります。この地球温暖化に歯止めをかけるため、政府は2020年までにCO<sub>2</sub>の排出量を1990年比で25%削減することを目標に掲げ、CO<sub>2</sub>を排出する化石エネルギーから脱却した「低炭素社会づくり」を進めています。



市においても、昨年度に津山市地域新エネルギービジョンを策定し、新エネルギーの導入に向けた取り組みを進めています。その中で市民の皆さんの導入意向が最も高かった太陽光発電システムの設置補助制度を開始します。

津山市住宅用太陽光発電システム設置補助制度の概要

受付開始	8月2日(月)から（予算がなくなり次第、受け付けを締め切ります）
補助金額	太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり3万円（上限12万円）
対象者	●市内の自ら居住する住宅に対象システムを新たに設置する個人または対象システムが設置された建売住宅を購入する個人で、電灯契約*をしている人 ●市税等の滞納がない人 ※電灯契約とは、照明や家庭用電気機器の利用などの目的で電気を使う一般的な契約
対象システム	以下の要件をすべて満たすもの ●太陽電池モジュールの変換効率が一定の数値を上回ること ●一定の品質・性能が確保され、設置後のサポートなどがメーカー等によって確保されていること ●最大出力が10kW未満でシステム価格が1kW当たり65万円（税抜き）以下であること
補助対象経費	●機材費（太陽電池モジュール、架台、インバーター〈パワーコンディショナー〉保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力販売用電力量計） ●設置工事に要する費用 ●配線・配線器具の購入と据え付けに要する費用



※補助金の交付を受けるには、補助対象設備の設置工事着手前に市の補助金交付決定を受ける必要があります  
※交付申請手続きの詳細については、市ホームページをご覧ください

**問い合わせ先** 環境生活課（市役所1階1番窓口）☎32-2051

地域材の利活用を!

**地域材利用  
住宅リフォーム  
補助事業**

**条件**

- ①市内に立地する住宅であること
- ②地域材の材料費が10万円以上であること
- ③自身で施工あるいは市内の業者によって施工されること
- ④市税等の滞納がないこと など

**補助金額**

15万円を限度とし、下の表のとおり

区分	地域材の材料費	補助金額
区 分	10万円以上 20万円未満	5万円
	20万円以上 30万円未満	10万円
	30万円以上	15万円

**申請方法** 森林課または各支所産業課（阿波支所は産業土木課）に備え付けの申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて工事着手前に申し込む

**受付開始** 8月2日(月)

**問い合わせ先** ※予算がなくなり次第、受け付けを締め切ります  
森林課（市役所4階）☎32-2078

市では、地域材の積極的な使用を促進することにより、市内林業が振興し、地域経済が活性化するように、地域材を使用して住宅をリフォームする人に補助金を交付します。